

第8回美深町農業委員会

総 会 議 事 録

(令和3年12月24日)

午後1時30分開会

◎議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名について
第2 諸般の報告(推薦委員、事務局)
第3 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について
第5 その他 農業委員会の法令順守の申し合わせについて

◎出席委員 (9名)

- 1番 菅野能弘
2番 長谷川和夫
4番 樋口國先
5番 加川可名子
6番 神野充布
7番 杉田文枝
8番 山下博史
9番 瓜田晃
10番 藤本博

◎欠席委員 (1名)

- 3番 佐藤能將

◎農業委員会事務局

- 事務局長 山崎義典
事務局次長 中村 稔
副主幹 村田絵美

◎開会宣言

藤本会長 | ただいまの出席委員は 9 名出席です。3 番佐藤委員から欠席するとの申し出がありました。定数に達しておりますので、ただいまから第 8 回美深町農業委員会総会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

藤本会長 | <日程第 1>議事録署名委員の指名を行います。会議規則第 18 条の規定により、本日の議事録署名委員に 4 番樋口委員、5 番加川委員にご指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

藤本会長 | ご異議がないようでありますので樋口委員、加川委員を議事録署名委員に決定いたしました。

◎日程第 2 諸般の報告について

藤本会長 | <日程第 2>諸般の報告を行います。委員のみなさまから何かございますか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 | ありませんので、次に事務局より報告いたします。

村田副主幹 | はい、副主幹。

藤本会長 | はい、副主幹。

村田副主幹 | それでは、2 ページをご覧ください。第 7 回総会以降の経過報告になります。11 月 29 日令和 3 年美深町議会第 4 回臨時会が行われまして、山崎局長、中村次長が出席しております。12 月 3 日令和 3 年度北部上川農業委員会協議会臨時総会が幌加内町で開催され、藤本会長、山崎局長が出席しております。6 日令和 3 年度道北農業担い手育成対策協議会中間総会が名寄市で開催されまして、山崎局長が出席しております。9 日農業振興懇談会が行われまして、藤本会長、瓜田代理、神野委員、杉田委員、山崎局長、中村次長、私が出席しております。関係機関と各生産組合など 20 団体、29 名が出席しております。同日令和 4 年度美深町農業振興施策に関する意見書の提出、藤本会長、瓜田代理、杉田委員、事務局が出席しております。藤本会長から町長へ意見書を手渡しております。9 日、23 日令和 3 年度農業簿記勉強会、9 日 2 人、23 日 1 人の出席をいただいております。杉田委員と前農業委員の荒谷さんにも協力をいただきまして開催しております。14 日農業者年金制度改正説明会が旭川市で開催されまして、私が出席しております。別添で農業者年金のチラシがあると思いますが、こちらの方の改正の説明がありました。令和 4 年 1 月から保険料納付限度の引き下げされます。これは、35 歳未満で政策支援の該当にならない方が対象で、最低納付額が 2 万円から 1 万円まで引き下げされます。35 歳以上になりましたら最低納付額は 2 万円になります。想定されている対象者としましては、後継者の配偶者、認定農業者になられていない人などを想定しています。令和 4 年 4 月 1 日からは 2 番目にあります受給開始時期の選択肢の拡大されます。昭和 32 年 4 月 2 日以降生まれた方の老齢年金の繰り下げ請求が 75 歳まで請求期間が繰り下げになります。令和 4 年 5 月からは加入可能年齢が引き上げということで、現在農業者年金の加入年齢は

60歳未満ですが、65歳未満まで引き上げされます。ただし、国民年金の60歳から65歳未満が加入する任意加入が必要となります。国民年金の任意加入の制度につきましては、20歳から60歳までの40年間に国民年金や厚生年金など納めていなかったり、免除期間がある人が60歳を過ぎてから任意に加入する制度です。こちらの任意加入できる人が、農業者年金も加入できるようになります。農業者年金の制度改正については以上となります。14日から17日令和3年美深町議会第4回定例会が行われまして、藤本会長、山崎局長、中村次長が出席をしております。20日第7回女性農業者のつどいい、農業振興センターで開催しまして、加川委員、杉田委員、山崎局長、中村次長私が出席をしております。杉田さんが実行委員長となりまして、こちらの方を今回も開催しております。集落支援員の市村先生を講師としまして、「ハーブ講座」を開催しました。女性農業者12名と関係機関5名、17名の参加をいただきました。24日農業委員会広報誌「おおぞら第22号」発行、と第8回美深町農業委員会総会です。3ページをお開きください。第8回総会以降の予定です。1月5日令和4年新年交礼会が予定されております。藤本会長、山崎局長が出席の予定です。6日、13日、20日、27日令和3年度農業簿記勉強会を引き続き開催されます。18日令和4年度農地保有合理化事業及び農地中間管理事業に係るヒヤリングが旭川市で開催されます。私が出席の予定です。21日令和4年度予算副町長査定が行われます。こちらは事務局で対応します。26日から27日農地情報公開システム「一括補正」研修会が札幌市で開催されます。私が出席の予定です。31日令和4年度予算町長査定が行われます。事務局で対応します。下旬に令和3年度会長、会長職務代理、事務局長研修会が、こちら上川農業委員会協議会のものになりますが、旭川市で開催の予定となっております。正式な案内がまだ来ておりませんので、案内が来ましたら藤本会長と瓜田代理へご連絡したいと思います。第9回美深町農業委員会総会ですが、1月25日に開催したいと思います。いかがでしょうか。それでは、第9回美深町農業委員会総会は1月25日に開催します。よろしくお願ひします。報告は以上です。

藤本会長

次に事務局長より報告いたします。

山崎局長

はい、局長。

藤本会長

はい、局長。

山崎局長

私の方からも2点報告させていただきたいと思ひます。まず、12月3日令和3年度北部上川農業委員会協議会臨時総会の関係でございます。今回の臨時総会の議案は、役員選出が主なものとなっております。名寄市の〇〇前会長が退任したまま、北部上川の会長職が空席のままの状態であります。現在副会長である幌加内町の〇〇副会長が臨時総会の進めを行ひまして、その結果、事務局提案では輪番制による役員の選出という議案であったのですが協議の結果選考委員会で協議いたしまして、それを提案いたしまして決定いたしました。新役員について申し上げます。新会長は剣淵町の〇〇〇会長、副会長は幌加内町の〇〇会長が再任、幹事は下川町の〇〇会長が再任、新幹事といたしまして中川町の〇〇会長となりました。尚、事業計画におきましては、北部ブロックが幹事となりまして、旭川において来月下旬に上川地方農業委員連合会研修会が開催されることになっております。もう1点でございますが、今月14日から17日に開催されました美深町議会第4回定例会の報告をさせていただきます。一般質問につきましては4名で、農業関係の質問はありませんでした。提出議案につきましては、条例の一部改正が2件、補正予算は一般会計他6特別会計、その他議決案件は、交通ターミナルの指定管理者の指定1件、人事案件では人権擁護委員2名の推薦、こちらの方は提案になりまして、全て全員賛成により可決成立している状況になってございます。この中で、一般会計の予算の中で主なものをご紹介します。新型コロナウイルス感染症など影響により事業量の増減や入札減の生

理、地方創生交付金事業第7弾の景気回復支援給付金と感染防止対策支援事業の事業量増加に伴う補正、低所得者に対するぬくもり助成などの補正となっております。また、全国的に大きな議論となりました子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、各世帯の5万円分については11月29日の臨時会で可決成立。それから年内一括交付も可能となったため、残りの5万円についても今回補正提案された状況でございます。補正の中で農業関係につきましては、厳しい酪農情勢を踏まえまして町民の牛乳消費を喚起するため、住民登録の世帯に対し1世帯あたり牛乳贈答券9枚、約1,800円相当分でございますけれどもこちらの方を贈呈する事業を計画しているところでございます。詳しくは、昨日配布になりました公報1月号の折込チラシをご確認いただきたいと思っております。尚、本事業につきまして予算額は約308万7千円となっております。一般会計総額で申し上げますと、今回8,765万7千円減額となっております。歳入歳出それぞれ54億139万9千円となったところでございます。以上報告いたします。

山崎局長

ただいまの報告につきまして、ご質疑があれば受け賜ります。ありませんか。

中村次長

はい、事務局次長。

山崎局長

はい、事務局次長。

中村次長

農政小委員会編集によるおおぞら22号は発行されまして、先ほど村田副主幹が申しましたとおり、今日発行となりました。委員のみなさまお手元に1部、そして、所属する地域の営農集団長あてに緑色の封筒になりますが、集団員の人数が入った部数をお配りしております。お持ち帰りいただいて集団のみなさまへ配布方よろしくお願いを申しあげます。尚、編集に際しまして、先輩農業者、若手農業者、表紙のご協力をいただいた方につきましては、この後、私が直接お礼に参ります。よろしくお願いたします。

藤本会長

なければ次に進みます。

◎日程第3 議案第1号

藤本会長

<日程第3>合意解約通知の成立状況の確認についてを議題に供します。事務局より説明をいたします。

村田副主幹

はい、副主幹。

藤本会長

はい、副主幹。

村田副主幹

それでは、4ページをご覧ください。議案第1号農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知がありましたので審議願います。
整理番号2番、貸主、○△条○△丁目△番地△ ○○○○さん、借主、字○○○△△△番地 ○○○○さん、土地の表示、美深町字○○○△△番△△、地目、公簿雑種地、現況畑、面積△、△△△㎡、賃貸期間は平成29年5月30日から令和5年5月29日、賃貸借の解約年月日は令和3年11月5日、土地の引渡期日は令和3年11月30日、借主の申し入れによる解約で、合意解約から土地の引渡期日まで6か月以内なので、合意解約は成立すると考えられます。説明以上です。

藤本会長

ただ今の説明についてご質疑、ご意見ありませんか。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等が内容でありますので、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第 1 号外解約通知の成立状況の確認については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 2 号

藤本会長 <日程第 4>議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題に供し
ます。事務局より説明いたします。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 5 ページをお開きください。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規
定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18
条規定により、美深町長より決定を求められた令和 3 年第 7 号農用地利用集
積計画について審議を求めます。

整理番号 20 番、貸主、〇〇市〇〇〇△条△丁目△-△△ 〇〇〇〇さん、借
主、〇△条〇△丁目〇〇番地△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇
〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△△番△、地目、公簿田、現況田、面積
△△, △△△㎡、外△筆、合計△筆、合計面積△△, △△△㎡の賃貸借です。期
間は令和 3 年 12 月 27 日から令和 8 年 12 月 26 日、小作料は反当り△, △△△
円、年額△△, △△△円、賃貸継続です。6 ページをご覧ください。

整理番号 21 番、貸主、〇〇市〇〇〇〇△条△丁目△△△番地△△ 〇〇〇〇
さん、借主、字〇〇△△番地△ 〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△
番△、地目、公簿田、現況田、面積△, △△△㎡の賃貸借です。期間は令和 3
年 12 月 27 日から令和 8 年 12 月 26 日、小作料は反当り△, △△△円、年額△
△, △△△円、賃貸継続です。

整理番号 22 番、譲渡人、〇〇市〇〇区〇△条〇△丁目△番地 〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇さん、譲受人、字〇〇△△番地△ 〇
〇〇〇〇さん、土地の所在、美深町字〇〇△△番△、地目、公簿畑、現況畑、面
積△, △△△㎡、7 ページまで続きまして、外△△筆、合計△△筆、合計面積
△△△, △△△. △△△㎡の所有権移転、売買です。所有権の移転時期は令和 3 年
12 月 27 日、対価の支払期限は令和 4 年 3 月 31 日、土地の引渡時期は対価の
支払日です。価格は反当り△△, △△△円、総額△△, △△△, △△△円、こち
らは農地保有合理化学業を利用した売買です。説明は以上です。

藤本会長 議案第 2 号について審議願います。
ご質疑、ご意見を受け賜ります。

(「なし」という者あり)

藤本会長 ご質疑等がないようでありますので、原案のとおり決定することに賛成の方
の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

藤本会長 全員賛成です。
よって、議案第 2 号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 その他

藤本会長 <日程第 8>農業委員会法令遵守の申し合わせについてを事務局より説明願います。

村田副主幹 はい、副主幹。

藤本会長 はい、副主幹。

村田副主幹 農業委員会法令遵守の申し合わせですが、北海道農業会議より農業委員会の法令遵守の申し合わせについて通知がありました。平成 30 年 10 月以降連続して、農業委員会会長による農地法違反等の不祥事が発生しております。令和元年度全国農業委員会会長代表者集会では、農業委員会の委員等の綱紀粛正に関する申し合わせを決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。この申し合わせ決議の趣旨に則り、美深町農業委員会として、法令遵守の申し合わせを行うものです。それでは、読み上げさせていただきます。農業委員会法令遵守の申し合わせ、私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせる。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法令第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するため研修等を実施すること。以上です。

藤本会長 農業委員会の法令遵守の申し合わせについてご意見を賜ります。ごさいませんか。

(「なし」という者あり)

村田副主幹 ご意見等がないようでありますので、農業委員会の法令遵守の申し合わせについては、申し合わせ事項のとおり確認をいたしました。引き続き、適正に農地制度を運用し、法令を遵守してまいります。他にその他委員のみなさまから何かごさいませんか。

藤本会長 事務局から何かありませんか。

◎閉会宣言

藤本会長 以上をもちまして、一切の案件の審議を終了いたしました。第 8 回美深町農業委員会総会を終了いたします。大変お疲れさまでした。

※終了 午後 2 時 20 分

美深町農業委員会会議規則第19条第2項により署名する。

議長 会長

⑩

署名委員 4 番

⑩

署名委員 5 番

⑩